

令和 7 年 第 1 回

北海道後期高齢者医療広域連合議会定例会

議 案

議案説明資料

目 次

議案番号	件 名
1	刑法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例案
2	令和 6 年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）
3	令和 6 年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計補正予算（第 2 号）
4	北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案
5	令和 7 年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計予算
6	令和 7 年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計予算
7	北海道後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護条例の一部を改正する条例案

刑法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例案	
目 的	「刑法等の一部を改正する法律」（令和 4 年法律第 6 7 号）及び「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」（令和 4 年法律第 6 8 号）の制定に伴い、懲役を廃止し、これに代えて拘禁刑へ改正する必要があるため。
概 要	1 「懲役」を「拘禁刑」へ改正等 第 1 条～第 3 条について、「懲役」の文言を「拘禁刑」へ改正する。 併せてその他所要の規定整備を行う。 2 施行期日 刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 7 号）の施行の日（令和 7 年 6 月 1 日）から施行する。

令和 7 年

第 1 回定例会

議案第 1 号

刑法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例
案

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 7 日提出

北海道後期高齢者医療広域連合長 原 田 裕

刑法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例
案

(北海道後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第 1 条 北海道後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例（平成 19 年北海道後期高齢者医療広域連合条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(北海道後期高齢者医療広域連合行政不服審査法施行条例の一部改正)

第 2 条 北海道後期高齢者医療広域連合行政不服審査法施行条例（平成 28 年北海道後期高齢者医療広域連合条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(北海道後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例の一部改正)

第 3 条 北海道後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例（令和 5 年北海道後期高齢者医療広域連合条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「44」を「60」に改める。

附則第 3 条第 3 項から第 5 項までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）の施行の日（令和7年6月1日）から施行する。ただし、第3条中第7条の改正規定については、公布の日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

第2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等一部改正法第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

（人の資格に関する経過措置）

第3条 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定め例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

（提案説明）

この条例案を提出したのは、「刑法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第67号）及び「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」（令和4年法律第68号）の制定に伴い、懲役を廃止し、これに代えて拘禁刑へ改正する必要があるためであります。

北海道後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例 新旧対照表

改 正 案	現 行
(罰則) 第 1 8 条 第 4 条第 4 項 (第 5 条第 4 項において準用する場合を含む。) の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の <u>拘禁刑</u> 又は 5 0 万円以下の罰金に処する。 <u>附 則</u> <u>この条例は、刑法等の一部を改正する法律 (令和 4 年法律第 6 7 号) の施行の日 (令和 7 年 6 月 1 日) から施行する。</u>	(罰則) 第 1 8 条 第 4 条第 4 項 (第 5 条第 4 項において準用する場合を含む。) の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の <u>懲役</u> 又は 5 0 万円以下の罰金に処する。

北海道後期高齢者医療広域連合行政不服審査法施行条例 新旧対照表

改 正 案	現 行
(罰則) 第 1 1 条 第 4 条第 4 項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の<u>拘</u> <u>禁刑</u>又は 5 0 万円以下の罰金に処する。 <u>附 則</u> <u>この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 7 号）の施行</u> <u>の日（令和 7 年 6 月 1 日）から施行する。</u>	(罰則) 第 1 1 条 第 4 条第 4 項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の<u>懲</u> <u>役</u>又は 5 0 万円以下の罰金に処する。

北海道後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例 新旧対照表

改 正 案	現 行
(経過措置) 第 3 条 1 ～ 2 (略) 3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された公文書（北海道後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成 1 9 年北海道後期高齢者医療広域連合条例第 1 6 号）第 2 条第 2 号に規定する公文書をいう。以下同じ。）であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧条例第 2 条第 1 項第 3 号に規定する保有個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を前条の規定の施行後に提供したときは、2 年以下の<u>拘禁刑</u>又は 1 0 0 万円以下の罰金に処する。 (1)～(2) (略) 4 前項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において個人の秘密に属する事項が記録された公文書（前項に規定するものを除き、その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を前条の規定の施行後に提供したときは、1 年以下の<u>拘禁刑</u>又は 5 0 万円以下の罰金に処する。 5 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報を前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の<u>拘禁刑</u>又は 5 0 万円以下の罰金に処する。 6 ～ 7 (略)	(経過措置) 第 3 条 1 ～ 2 (略) 3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された公文書（北海道後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成 1 9 年北海道後期高齢者医療広域連合条例第 1 6 号）第 2 条第 2 号に規定する公文書をいう。以下同じ。）であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧条例第 2 条第 1 項第 3 号に規定する保有個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を前条の規定の施行後に提供したときは、2 年以下の<u>懲役</u>又は 1 0 0 万円以下の罰金に処する。 (1)～(2) (略) 4 前項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において個人の秘密に属する事項が記録された公文書（前項に規定するものを除き、その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を前条の規定の施行後に提供したときは、1 年以下の<u>懲役</u>又は 5 0 万円以下の罰金に処する。 5 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報を前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の<u>懲役</u>又は 5 0 万円以下の罰金に処する。 6 ～ 7 (略)

(開示決定等の期限の特例)

第7条 開示請求に係る保有個人情報 that 著しく大量であるため、開示請求があった日から 6.0 日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、前条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) ～ (2) 略

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）の施行の日（令和7年6月1日）から施行する。ただし、第7条の規定は、公布の日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等一部改正法第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のう

(開示決定等の期限の特例)

第7条 開示請求に係る保有個人情報 that 著しく大量であるため、開示請求があった日から 4.4 日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、前条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) ～ (2) 略

ち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

(人の資格に関する経過措置)

第3条 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定め例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

(議案第 2 号)

令和 6 年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）

目 的	債務を負担する行為をすることができる事項を次のとおり定める。
-----	--------------------------------

概 要	【債務負担行為】 令和 7 年度における次の業務について、令和 6 年度中の契約が必要であるため、契約に係る債務負担行為を設定する。 <table><tr><td>ア</td><td>ソフトウェア利用料</td><td>2, 5 2 0 千円</td></tr><tr><td>イ</td><td>事務局端末再リース料</td><td>1, 5 4 1 千円</td></tr></table>	ア	ソフトウェア利用料	2, 5 2 0 千円	イ	事務局端末再リース料	1, 5 4 1 千円
ア	ソフトウェア利用料	2, 5 2 0 千円					
イ	事務局端末再リース料	1, 5 4 1 千円					

令和 7 年

第 1 回定例会

議案第 2 号

令和 6 年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度北海道後期高齢者医療広域連合の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第 1 条 地方自治法第 2 9 2 条において準用する同法第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 1 表 債務負担行為」による。

令和 7 年 2 月 7 日提出

北海道後期高齢者医療広域連合長 原 田 裕

第1表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
ソ フ ト ウ ェ ア 利 用 料	令和7年度	千円 2,520
事 務 局 端 末 再 リ ー ス 料	令和7年度	1,541

令和6年度

北海道後期高齢者医療広域連合
一般会計補正予算(第2号)事項別明細書

1 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限 度 額	令和5年度末までの		令和6年度以降の		(単位：千円)			
		支 出 見 込 額		支 出 見 込 額		左 の 財 源 内 訳			一般財源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源	特 定 財 源	特 定 財 源	
						国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
ソ フ ト ウ ェ ア 利 用 料	2,520			令和7年度	2,520	0	0	0	2,520
事 務 局 端 末 再 リ ー ス 料	1,541			令和7年度	1,541	0	0	0	1,541

(議案第 3 号)

令和 6 年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計補正予算（第 2 号）

目 的

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額を次のとおり定める。
また、債務を負担する行為をすることができる事項を次のとおり定める。

概 要

歳入歳出予算の総額に 1 2 8, 9 1 4 千円を追加するとともに債務負担行為を設定する。

【歳 入】

市町村の「マイナンバーカードと健康保険証の一体化の推進等に係る経費」等として 1 2 8, 9 1 4 千円を市町村支出金に計上することから、財源となる調整交付金に 1 2 8, 9 1 4 千円を計上する。

2 款 国庫支出金 2 項 国庫補助金

補正前の額 8 8, 1 0 2, 8 0 0 千円

補 正 額 1 2 8, 9 1 4 千円

計 8 8, 2 3 1, 7 1 4 千円

～ 市町村支出金の増額に伴う財源

(特別調整交付金 1 2 8, 9 1 4 千円)

歳入合計

補正前の額 9 8 4, 5 3 6, 3 5 8 千円

補 正 額 1 2 8, 9 1 4 千円

計 9 8 4, 6 6 5, 2 7 2 千円

【歳 出】

市町村の「マイナンバーカードと健康保険証の一体化の推進等に係る経費」1 2 3, 1 4 6 千円、「令和 6 年保険料改定に係る周知広報経費」として 5, 7 6 8 千円を市町村支出金に計上する。

3 款 諸支出金 1 項 市町村支出金

補正前の額 3 1 7, 9 6 9 千円

補 正 額 1 2 8, 9 1 4 千円

計 4 4 6, 8 8 3 千円

～ 特別調整交付金の増額

(特別調整交付金 1 2 8, 9 1 4 千円)

歳出合計

補正前の額	9 8 4, 5 3 6, 3 5 8 千円
補 正 額	1 2 8, 9 1 4 千円
計	9 8 4, 6 6 5, 2 7 2 千円

【債務負担行為】

令和7年度における次の業務について、令和6年度中の契約が必要であるため、契約に係る債務負担行為を設定する。

ア	標準システム運用関連事業	6 7 1, 5 9 8 千円
イ	標準システム機器更改対応事業	8, 8 4 4 千円
ウ	資格確認書等作成管理業務委託	4 6, 8 0 1 千円
エ	資格確認書等制度周知チラシ印刷及び 発送管理等業務委託	2 5, 0 9 7 千円
オ	マイナンバーカードと保険証一体化に 関するコールセンター設置業務委託	4, 5 7 7 千円

令和 7 年

第 1 回定例会

議案第 3 号

令和 6 年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計補正予算

(第 2 号)

令和 6 年度北海道後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 2 8, 9 1 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 8 4, 6 6 5, 2 7 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法第 2 9 2 条において準用する同法第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

令和 7 年 2 月 7 日提出

北海道後期高齢者医療広域連合長 原 田 裕

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国 庫 支 出 金		千円 323,835,367	千円 128,914	千円 323,964,281
	2 国 庫 補 助 金	88,102,800	128,914	88,231,714
歳 入 合 計		984,536,358	128,914	984,665,272

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 諸 支 出 金		千円 11,939,255	千円 128,914	千円 12,068,169
	1 市 町 村 支 出 金	317,969	128,914	446,883
歳 出 合 計		984,536,358	128,914	984,665,272

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
標 準 シ ス テ ム 運 用 関 連 事 業	令和7年度	千円 671,598
標 準 シ ス テ ム 機 器 更 改 対 応 事 業	令和7年度	8,844
資 格 確 認 書 等 作 成 管 理 業 務 委 託	令和7年度	46,801
資 格 確 認 書 等 制 度 周 知 チ ラ シ 印 刷 及 び 発 送 管 理 等 業 務 委 託	令和7年度	25,097
マイナンバーカードと保険証一体化に関するコールセンター設置業務委託	令和7年度	4,577

令和6年度

北海道後期高齢者医療広域連合
後期高齢者医療会計補正予算(第2号)事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金	323,835,367	128,914	323,964,281
歳入合計	984,536,358	128,914	984,665,272

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
3 諸支出金	11,939,255	128,914	12,068,169	128,914			
歳出合計	984,536,358	128,914	984,665,272	128,914	0	0	0

2 歳入

(款) 2 国庫支出金
(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 調整交付金	87,778,401	128,914	87,907,315	1 調整交付金	128,914	特別調整交付金 128,914
計	88,102,800	128,914	88,231,714			

3 歳出

(款) 3 諸支出金
(項) 1 市町村支出金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
				国道支出金	地 方 債	そ の 他				
1 市町村支出金	317,969	128,914	446,883	128,914				18 負担金補助及び交付金	128,914	特別調整交付金 128,914
計	317,969	128,914	446,883	128,914	0	0	0			

4 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事 項	限 度 額	令和5年度末までの 支 出 見 込 額		令和6年度以降の 支 出 見 込 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間		期 間		特 定 財 源			一般財源
		金 額		金 額		国道支出金	地 方 債	そ の 他	
標準システム運用関連事業	671,598			令和7年度	671,598	303,086	0	0	368,512
標準システム機器更改対応事業	8,844			令和7年度	8,844	0	0	0	8,844
資格確認書等作成管理業務委託	46,801			令和7年度	46,801	0	0	0	46,801
資格確認書等制度周知チラシ印刷及び 送 送 管 理 等 業 務 委 託	25,097			令和7年度	25,097	10,834	0	0	14,263
マイナンバーカードと保険証一体化に 関するコールセンター設置業務委託	4,577			令和7年度	4,577	0	0	0	4,577

北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	
目 的	高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴い、所得の少ない者に係る保険料の減額について所要の規定整備を行う。
概 要	1 所得の少ない者に係る保険料の減額（第 1 4 条第 1 項第 2 号及び第 3 号） 所得の少ない者に対して賦課する被保険者均等割額の減額について、以下のとおり改正する。 ・ 5 割軽減の対象世帯に係る所得判定基準について、被保険者数に乗ずる金額を 2 9 万 5 千円から 3 0 万 5 千円に改める。 ・ 2 割軽減の対象世帯に係る所得判定基準について、被保険者数に乗ずる金額を 5 4 万 5 千円から 5 6 万円に改める。 2 施行期日 令和 7 年 4 月 1 日

令和 7 年

第 1 回定例会

議案第 4 号

北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正
する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 7 日提出

北海道後期高齢者医療広域連合長 原 田 裕

北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正
する条例

北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成 19 年北海道後期高齢者医療広域連合条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 1 項第 2 号中「29 万 5 千円」を「30 万 5 千円」に改め、同項第 3 号中「54 万 5 千円」を「56 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 6 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴い、所得の少ない者に係る保険料の減額について所要の規定整備を行うためであります。

北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例 新旧対照表

改 正 案	現 行
目次 （現行のとおり） 第1章～第3章 （現行のとおり） 第4章 保険料 第4条～第13条 （現行のとおり） （所得の少ない者に係る保険料の減額） 第14条 所得の少ない被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、当該被保険者に係る被保険者均等割額から次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額とする。 (1) （現行のとおり） (2) 当該年度の賦課期日において、前号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項第1号に定める金額（被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該世帯に属する被保険者の数に <u>30万5千円</u> を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額 (3) 当該年度の賦課期日において、前2号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項第1号に定める金額（被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該世帯に属する被保険者の数に <u>56万円</u> を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額	目次 （略） 第1章～第3章 （略） 第4章 保険料 第4条～第13条 （略） （所得の少ない者に係る保険料の減額） 第14条 所得の少ない被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、当該被保険者に係る被保険者均等割額から次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額とする。 (1) （略） (2) 当該年度の賦課期日において、前号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項第1号に定める金額（被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該世帯に属する被保険者の数に <u>29万5千円</u> を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額 (3) 当該年度の賦課期日において、前2号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項第1号に定める金額（被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該世帯に属する被保険者の数に <u>54万5千円</u> を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額

2 ～ 3 （現行のとおり） 第 1 5 条～第 2 2 条 （現行のとおり） 第 5 章～第 6 章 （現行のとおり）	2 ～ 3 （略） 第 1 5 条～第 2 2 条 （略） 第 5 章～第 6 章 （略）
附 則 <u>（施行期日）</u> 第 1 条 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。 <u>（経過措置）</u> 第 2 条 この条例による改正後の北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 6 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。	

(議案第 5 号)

令和7年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計予算

目 的	・ 一般会計歳入歳出予算の総額を定める。 ・ 地方自治法第 2 9 2 条において準用する同法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額を定める。 ・ 債務を負担する行為をすることができる事項を定める。								
概 要	令和 7 年度一般会計予算は、次のとおり。 <table> <tr> <td>歳入歳出予算の総額</td><td>3, 0 6 8, 3 7 8 千円</td></tr> <tr> <td>一時借入金の借入れの最高額</td><td>1 4, 0 0 0 千円</td></tr> </table> 概要は、別添「令和 7 年度 北海道後期高齢者医療広域連合 予算の概要」及び「令和 7 年度 北海道後期高齢者医療広域連合事務費負担金一覧表（一般会計歳入歳出予算）」のとおり。 【債務負担行為】 令和 8 年度における次の業務について、令和 7 年度中の契約が必要であるため、契約に係る債務負担行為を設定する。 <table> <tr> <td>ア 広報事業業務委託</td><td>8 6 1 千円</td></tr> <tr> <td>イ ソフトウェア利用料</td><td>4, 7 3 7 千円</td></tr> </table>	歳入歳出予算の総額	3, 0 6 8, 3 7 8 千円	一時借入金の借入れの最高額	1 4, 0 0 0 千円	ア 広報事業業務委託	8 6 1 千円	イ ソフトウェア利用料	4, 7 3 7 千円
歳入歳出予算の総額	3, 0 6 8, 3 7 8 千円								
一時借入金の借入れの最高額	1 4, 0 0 0 千円								
ア 広報事業業務委託	8 6 1 千円								
イ ソフトウェア利用料	4, 7 3 7 千円								

令和 7 年

第 1 回定例会

議案第 5 号

令和 7 年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計予算

令和 7 年度北海道後期高齢者医療広域連合の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3, 0 6 8, 3 7 8 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 2 9 2 条において準用する同法第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 2 9 2 条において準用する同法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1 4, 0 0 0 千円と定める。

令和 7 年 2 月 7 日提出

北海道後期高齢者医療広域連合長 原 田 裕

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		千円 3,048,679
	1 負 担 金	3,048,679
2 国 庫 支 出 金		5,893
	1 国 庫 補 助 金	5,893
3 財 産 収 入		1,007
	1 財 産 運 用 収 入	1,007
4 繰 入 金		8,844
	1 基 金 繰 入 金	8,844
5 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
6 諸 収 入		3,954
	1 預 金 利 子	3,246
	2 雑 入	708
歳 入 合 計		3,068,378

歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		千円 2,974
	1 議 会 費	2,974
2 総 務 費		385,221
	1 総 務 管 理 費	384,756
	2 選 挙 費	235
	3 監 査 委 員 費	230
3 公 債 費		7
	1 公 債 費	7
4 諸 支 出 金		2,679,176
	1 他 会 計 繰 出 金	2,679,175
	2 償還金及び還付加算金等	1
5 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		3,068,378

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
広 報 事 業 業 務 委 託	令和8年度	千円 861
ソ フ ト ウ ェ ア 利 用 料	令和8年度	千円 4,737

令和 7 年度

北海道後期高齢者医療広域連合
一般会計歳入歳出予算事項別明細書

※財源内訳欄中の一般財源は、事務費負担金（市町村負担金）及び預金利子である。

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較
1 分 担 金 及 び 負 担 金	3 , 0 4 8 , 6 7 9	2 , 3 6 6 , 6 5 3	6 8 2 , 0 2 6
2 国 庫 支 出 金	5 , 8 9 3	5 , 7 3 7	1 5 6
3 財 産 収 入	1 , 0 0 7	2 5	9 8 2
4 繰 入 金	8 , 8 4 4	2 1 0 , 2 6 9	2 0 1 , 4 2 5
5 繰 越 金	1	1	0
6 諸 収 入	3 , 9 5 4	1 , 2 0 4	2 , 7 5 0
歳 入 合 計	3 , 0 6 8 , 3 7 8	2 , 5 8 3 , 8 8 9	4 8 4 , 4 8 9

歳出

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳				
				特定財源			一般財源	
				国道支出金	地方債	その他		
1 議会費	2,974	2,825	149				2,974	
2 総務費	385,221	208,955	176,266	5,893		1,715	377,613	
3 公債費	7	4	3				7	
4 諸支出金	2,679,176	2,371,105	308,071			8,845	2,670,331	
5 予備費	1,000	1,000	0				1,000	
歳出合計	3,068,378	2,583,889	484,489	5,893	0	10,560	3,051,925	

2 歳 入

(款) 1 分担金及び負担金
(項) 1 負担金

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 市町村負担金	3,048,679	2,366,653	682,026	1 事務費負担金	3,048,679	市町村事務費負担金 3,048,679
計	3,048,679	2,366,653	682,026			

(款) 2 国庫支出金
(項) 1 国庫補助金

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 調整交付金	5,893	5,737	156	1 調整交付金	5,893	特別調整交付金（会議・広報事業分） 5,893
計	5,893	5,737	156			

(款) 3 財産収入
(項) 1 財産運用収入

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 利子及び配当金	1,007	25	982	1 利子及び配当金	1,007	財政調整基金利子収入 1,007
計	1,007	25	982			

(款) 4 繰入金

(項) 1 基金繰入金

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 財政調整基金	8,844	210,269	201,425	1 財政調整基金	8,844	財政調整基金 8,844
計	8,844	210,269	201,425			

(款) 5 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	1	1	0	1 繰越金	1	前年度繰越金 1
計	1	1	0			

(款) 6 諸収入

(項) 1 預金利子

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 預金利子	3,246	76	3,170	1 預金利子	3,246	歳計現金預金利子 3,246
計	3,246	76	3,170			

(項) 2 雑入

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 雑入	708	1,128	420	1 雑入	708	公宅使用料 563 その他雑入 145
計	708	1,128	420			

3 歳 出

(款) 1 議会費
(項) 1 議会費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額	
				国道支出金	地 方 債	そ の 他					
1 議会費	2,974	2,825	149				2,974	4 共済費	221	北海道町村議会議員 公務災害補償等組合負担金	221
								8 旅費	1,707	費用弁償 普通旅費	1,617 90
								10 需用費	1	食糧費	1
								12 委託料	185	会議録調製委託料	185
								13 使用料及 び賃借料	860	会議室使用料	860
計	2,974	2,825	149	0	0	0	2,974				

(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額	
				国道支出金	地 方 債	そ の 他					
1 一般管理費	381,741	205,560	176,181	5,893		1,715	374,133	1 報酬	375	行政不服審査会委員報酬 情報公開・個人情報保護 審査会委員報酬	30 45

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額	
				国道支出金	地 方 債	そ の 他					
									運営協議会委員報酬	300	
								3 職員手当等	1,433	通勤手当	1,433
								4 共済費	52	公務災害補償基金負担金 市町村総合事務組合負担金	5 47
								7 報償費	660	報償金	660
								8 旅費	6,976	費用弁償 普通旅費	625 6,351
								10 需用費	3,489	消耗品費 印刷製本費 修繕料 食糧費	2,635 635 207 12
								11 役務費	4,399	通信運搬費 手数料	4,237 162
								12 委託料	37,292	会議録調製委託料 職員健康診断業務委託料 広報事業業務委託料 システム運用関連業務委託料	174 770 35,657 100
										セキュリティクラウド運用 保守委託料 文書保管庫関連業務委託料	332 259

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国道支出金	地 方 債	そ の 他				
							13 使用料及び賃借料	24,330	電子複写機賃借料 2,297 O A 機器賃借料 5,169 財務会計システム賃借料 2,568 会議室使用料 500 公宅借上料 2,196 文書保管庫使用料 945 事務所サーバー賃借料 3,954 電話機等賃借料 1,131 その他使用料・賃借料 1,781 法制システム利用料 2,139 Of f i c e B o t 利用料 1,650	
							17 備品購入費	558	事務所備品購入費 558	
							18 負担金補助及び交付金	141,170	派遣職員人件費等負担金 140,422 地方公共団体情報システム 機 構 負担金 45 全国後期高 齢者医療広域連合 協議会分担金 6 情報処理 システム研修受講費負担金 520 北海道電子自治体共同 運営協議会負担金 10 その他研修受講費負担金 113	
							24 積立金	161,007	財政調整基金積立金 161,007	

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額	
				国道支出金	地 方 債	そ の 他					
2 事務所管理費	2,848	2,883	35				2,848	10 需用費	1,987	光熱水費	1,987
								11 役務費	4	保険料	4
								12 委託料	857	事務所等清掃業務委託料 産業廃棄物収集運搬処理委託料	792 65
3 会計管理費	167	120	47				167	10 需用費	51	印刷製本費	51
								11 役務費	116	通信運搬費 手数料	115 1
計	384,756	208,563	176,193	5,893	0	1,715	377,148				

(項) 2 選挙費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国道支出金	地 方 債	そ の 他				
1 選挙管理 委員会費	20	20	0				20	4 共済費	20	市町村総合事務組合負担金 20

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額	
				国道支出金	地 方 債	そ の 他					
2 広域連合 議会議員 選挙費	143	118	25				143	1 報酬	120	選挙管理委員報酬	120
								8 旅費	23	費用弁償	23
3 広域連合 長選挙費	72	0	72				72	1 報酬	60	選挙管理委員報酬	60
								8 旅費	12	費用弁償	12
計	235	138	97	0	0	0	235				

(項) 3 監査委員費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額	
				国道支出金	地 方 債	そ の 他					
1 監査委員 費	230	254	24				230	1 報酬	165	監査委員報酬	165
								4 共済費	10	市町村総合事務組合負担金	10
								8 旅費	55	費用弁償	55
計	230	254	24	0	0	0	230				

(款) 3 公債費
(項) 1 公債費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額	
				国道支出金	地 方 債	そ の 他					
1 利子	7	4	3				7	22 償還金、 利子及び 割引料	7	一時借入金利子	7
計	7	4	3	0	0	0	7				

(款) 4 諸支出金
(項) 1 他会計繰出金

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
				国道支出金	地 方 債	そ の 他				
1 後期高齢者医療会計	2,679,175	2,371,104	308,071			8,844	2,670,331	27 繰出金	2,679,175	事務費繰出金 2,679,175
計	2,679,175	2,371,104	308,071	0	0	8,844	2,670,331			

(項) 2 償還金及び還付加算金等

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国道支出金	地 方 債	そ の 他				
1 償還金	1	1	0			1	22 償還金、 利子及び 割引料	1国庫支出金等返還金	1	
計	1	1	0	0	0	1	0			

(款) 5 予備費
(項) 1 予備費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国道支出金	地 方 債	そ の 他				
1 予備費	1,000	1,000	0				1,000	予備費	1,000	予備費 1,000
計	1,000	1,000	0	0	0	0	1,000			

4 給 与 費 明 細 書

1. 特別職

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	その他の手当 (千円)	計 (千円)			
本 年 度	64	720	0	0	720	298	1,018	
前 年 度	64	645	0	0	645	295	940	
比 較	0	75	0	0	75	3	78	

2. 一般職

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
本 年 度	15	0	0	1,433	1,433	5	1,438	
前 年 度	15	0	0	1,543	1,543	14	1,557	
比 較	0	0	0	△ 110	△ 110	△ 9	△ 119	

職員手当の内訳	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	通勤手当 (千円)	地域手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	合 計 (千円)
	本 年 度	0	0	1,433	0	0	0	1,433
	前 年 度	0	0	1,543	0	0	0	1,543
	比 較	0	0	△ 110	0	0	0	△ 110

5 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事 項	限 度 額	令 和 6 年 度 末 ま で の 支 出 見 込 額		令 和 7 年 度 以 降 の 支 出 見 込 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国道支出金	地 方 債	そ の 他	
事 務 所 等 清 掃 業 務	2,376	令和6年度	792	令和7年度 ～ 令和8年度	1,584	0	0	0	2,376
広 報 事 業 業 務 委 託	939			令和7年度	939	0	0	0	939
広 報 事 業 業 務 委 託	861			令和8年度	861	0	0	0	861
ソ フ ト ウ ェ ア 利 用 料	2,520			令和7年度	2,520	0	0	0	2,520
ソ フ ト ウ ェ ア 利 用 料	4,737			令和8年度	4,737	0	0	0	4,737
事 務 局 端 末 再 リ ー ス 料	1,541			令和7年度	1,541	0	0	0	1,541
事 務 局 サ ー バ 等 賃 借 料	22,506	-	-	令和7年度 ～ 令和12年度	22,506	0	0	0	22,506

令和 7 年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計予算

目 的

- ・ 後期高齢者医療会計歳入歳出予算の総額を定める。
- ・ 地方自治法第 2 9 2 条において準用する同法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額を定める。
- ・ 債務を負担する行為をすることができる事項を定める。

概 要

令和 6 年度後期高齢者医療会計予算は、次のとおり。

歳入歳出予算の総額 9 9 8, 3 0 9, 5 0 6 千円

一時借入金の借入れの最高額 2 1, 1 0 0, 0 0 0 千円

概要は、別添「令和 7 年度 北海道後期高齢者医療広域連合 予算の概要」のとおり。

【債務負担行為】

令和 8 年度における次の業務について、令和 7 年度中の契約が必要であるため、契約に係る債務負担行為を設定する。

ア 給付等関連業務委託 3 5 9, 2 4 7 千円

イ 2 次点検業務委託 2 8, 0 0 8 千円

ウ 債権管理システム保守業務委託 2, 1 3 9 千円

エ 第三者行為求償業務委託 1 1, 4 2 0 千円

令和 7 年

第 1 回定例会

議案第 6 号

令和 7 年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計予算

令和 7 年度北海道後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 9 9 8, 3 0 9, 5 0 6 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 2 9 2 条において準用する同法第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 2 9 2 条において準用する同法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2 1, 1 0 0, 0 0 0 千円と定める。

令和 7 年 2 月 7 日提出

北海道後期高齢者医療広域連合長 原 田 裕

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 市 町 村 支 出 金		千円 174,214,161
	1 市 町 村 負 担 金	174,214,161
2 国 庫 支 出 金		336,632,247
	1 国 庫 負 担 金	244,542,129
	2 国 庫 補 助 金	92,090,118
3 道 支 出 金		86,809,213
	1 道 負 担 金	85,726,073
	2 財政安定化基金支出金	1,083,140
4 支 払 基 金 交 付 金		384,136,306
	1 支 払 基 金 交 付 金	384,136,306
5 特別高額医療費共同事業交付金		823,193
	1 特別高額医療費共同事業交付金	823,193
6 財 産 収 入		43,768
	1 財 産 運 用 収 入	43,768
7 繰 入 金		15,539,730
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,679,175
	2 基 金 繰 入 金	12,860,555
8 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
9 諸 収 入		110,887
	1 預 金 利 子	110,705
	2 雑 入	181
	3 延滞金、加算金及び過料	1
歳 入 合 計		998,309,506

歳 出

款	項	金 額
1 後 期 高 齢 者 医 療 費		千円 997,803,854
	1 総 務 管 理 費	2,891,322
	2 保 険 給 付 費	994,292,145
	3 支 払 基 金 拠 出 金	620,387
2 公 債 費		9,570
	1 公 債 費	9,570
3 諸 支 出 金		494,082
	1 市 町 村 支 出 金	420,371
	2 償還金及び還付加算金等	73,711
4 予 備 費		2,000
	1 予 備 費	2,000
歳 出 合 計		998,309,506

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
給 付 等 関 連 業 務 委 託	令和8年度	千円 359,247
2 次 点 検 業 務 委 託	令和8年度	28,008
債権管理システム保守業務委託	令和8年度	2,139
第 三 者 行 為 求 償 業 務 委 託	令和8年度	11,420

令和7年度

北海道後期高齢者医療広域連合
後期高齢者医療会計歳入歳出予算事項別明細書

※財源内訳欄中の一般財源は、一般会計繰入金（事務費繰入金）及び預金利子である。

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較
1 市 町 村 支 出 金	1 7 4, 2 1 4, 1 6 1	1 6 7, 9 9 0, 9 0 3	6, 2 2 3, 2 5 8
2 国 庫 支 出 金	3 3 6, 6 3 2, 2 4 7	3 2 3, 8 3 5, 3 6 7	1 2, 7 9 6, 8 8 0
3 道 支 出 金	8 6, 8 0 9, 2 1 3	8 4, 0 4 5, 6 4 5	2, 7 6 3, 5 6 8
4 支 払 基 金 交 付 金	3 8 4, 1 3 6, 3 0 6	3 6 7, 9 6 3, 7 2 7	1 6, 1 7 2, 5 7 9
5 特別高額の医療費共同事業交付金	8 2 3, 1 9 3	7 5 9, 9 9 3	6 3, 2 0 0
6 財 産 収 入	4 3, 7 6 8	8 5 3	4 2, 9 1 5
7 繰 入 金	1 5, 5 3 9, 7 3 0	1 8, 1 7 1, 1 0 4	△ 2, 6 3 1, 3 7 4
8 繰 越 金	1	7, 5 7 6, 3 5 5	△ 7, 5 7 6, 3 5 4
9 諸 収 入	1 1 0, 8 8 7	2, 7 2 1	1 0 8, 1 6 6
歳 入 合 計	9 9 8, 3 0 9, 5 0 6	9 7 0, 3 4 6, 6 6 8	2 7, 9 6 2, 8 3 8

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1 後期高齢者医療費	997,803,854	969,928,369	27,875,485	423,134,389		572,001,664	2,667,801
2 公債費	9,570	4,619	4,951				9,570
3 諸支出金	494,082	411,680	82,402	307,071		76,306	110,705
4 予備費	2,000	2,000	0				2,000
歳出合計	998,309,506	970,346,668	27,962,838	423,441,460	0	572,077,970	2,790,076

2 歳入

(款) 1 市町村支出金
(項) 1 市町村負担金

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 保険料等負担金	94,806,132	91,605,872	3,200,260	1 保険料等負担金	94,806,132	保険料負担金 72,785,129 保険基盤安定負担金 22,021,003
2 療養給付費負担金	79,408,029	76,385,031	3,022,998	1 療養給付費負担金	79,408,029	療養給付費負担金 79,408,029
計	174,214,161	167,990,903	6,223,258			

(款) 2 国庫支出金
(項) 1 国庫負担金

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 療養給付費負担金	238,224,085	229,155,093	9,068,992	1 療養給付費負担金	238,224,085	療養給付費負担金 238,224,085
2 高額医療費負担金	6,318,044	6,577,474	259,430	1 高額医療費負担金	6,318,044	高額医療費負担金 6,318,044
計	244,542,129	235,732,567	8,809,562			

(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 調整交付金	91,698,032	87,778,401	3,919,631	1 調整交付金	91,698,032	普通調整交付金 89,113,885 特別調整交付金 2,584,147

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
2 後期高齢者医療制度事業費補助金	392,085	324,398	67,687	1 後期高齢者医療制度事業費補助金	392,085	健康診査事業費補助金 335,691 特別高額医療費共同事業費補助金 56,394
3 災害臨時特例補助金	1	1	0	1 災害臨時特例補助金	1	災害臨時特例補助金 1
計	92,090,118	88,102,800	3,987,318			

(款) 3 道支出金
(項) 1 道負担金

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 療養給付費負担金	79,408,029	76,385,031	3,022,998	1 療養給付費負担金	79,408,029	療養給付費負担金 79,408,029
2 高額医療費負担金	6,318,044	6,577,474	259,430	1 高額医療費負担金	6,318,044	高額医療費負担金 6,318,044
計	85,726,073	82,962,505	2,763,568			

(項) 2 財政安定化基金支出金

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 財政安定化基金交付金	1,083,140	1,083,140	0	1 財政安定化基金交付金	1,083,140	財政安定化基金交付金 1,083,140
計	1,083,140	1,083,140	0			

(款) 4 支払基金交付金
(項) 1 支払基金交付金

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 後期高齢者交付金	384,136,306	367,963,727	16,172,579	1 後期高齢者交付金	384,136,306	後期高齢者交付金 384,136,306
計	384,136,306	367,963,727	16,172,579			

(款) 5 特別高額医療費共同事業交付金
(項) 1 特別高額医療費共同事業交付金

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 特別高額医療費共同事業交付金	823,193	759,993	63,200	1 特別高額医療費共同事業交付金	823,193	特別高額医療費共同事業交付金 823,193
計	823,193	759,993	63,200			

(款) 6 財産収入
(項) 1 財産運用収入

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 利子及び配当金	43,768	853	42,915	1 利子及び配当金	43,768	運営安定化基金利子収入 43,768
計	43,768	853	42,915			

(款) 7 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	2,679,175	2,371,104	308,071	1 事務費繰入金	2,679,175	事務費繰入金 2,679,175
計	2,679,175	2,371,104	308,071			

(項) 2 基金繰入金

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 運営安定化基金	12,860,555	15,800,000	2,939,445	1 運営安定化基金	12,860,555	運営安定化基金繰入金（保険給付） 12,860,555
計	12,860,555	15,800,000	2,939,445			

(款) 8 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	1	7,576,355	7,576,354	1 繰越金	1	前年度繰越金 1
計	1	7,576,355	7,576,354			

(款) 9 諸収入
(項) 1 預金利子

(単位: 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 預金利子	110,705	2,536	108,169	1 預金利子	110,705	歳計現金預金利子 110,705
計	110,705	2,536	108,169			

(項) 2 雑入

(単位: 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 第三者納付金	1	1	0	1 第三者納付金	1	交通事故等賠償金 1
2 返納金	1	1	0	1 返納金	1	不正利得等返納金 1
3 雑入	179	182	3	1 雑入	179	雇用保険収入 178 その他雑入 1
計	181	184	3			

(項) 3 延滞金、加算金及び過料

(単位: 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 延滞金	1	1	0	1 延滞金	1	延滞金 1
計	1	1	0			

3 歳出

(款) 1 後期高齢者医療費
(項) 1 総務管理費

(単位: 千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国道支出金	地 方 債	そ の 他				
1 一般管理費	1,058,196	914,191	144,005	47,827		178	1,010,191	1 報酬	20,803	会計年度任用職員報酬 20,803
								3 職員手当等	9,766	期末手当 4,315 勤勉手当 3,638 通勤手当 1,813
								4 共済費	5,792	市町村総合事務組合負担金 12 会計年度任用職員社会保険料 5,780
								7 報償費	48	報償金 48
								8 旅費	2,840	費用弁償 1,927 普通旅費 913
								10 需用費	454	消耗品費 300 印刷製本費 154
								11 役務費	362,450	通信運搬費 300,809 特定健診等データ管理手数料 59,641 第三者行為求償手数料 2,000
								12 委託料	467,830	2次点検業務委託料 25,461 給付等関連業務委託料 315,686 資格確認書等作成管理業務委託 46,801

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国道支出金	地 方 債	そ の 他				
									被扶養者情報集約・ 提供業務委託料 1,786 医療費通知作成処理業務委託料 36,688 後発医薬品利用差額通知委託料 2,342 海外療養費レセプト 作成業務委託料 242 研修等運営支援業務委託料 1,980 債権管理システム 保守業務委託料 1,782 資格確認書等制度周知 チラシ印刷及び 発送管理等業務委託 25,097 マイナンバーカードと 保険証一体化に関する コールセンター設置業務委託 4,577 第三者行為求償業務委託料 4,888 アプリケーション開発 保守業務委託料 500	
							13 使用料及び賃借料	195	会議室使用料 151 使用料及び賃借料 44	

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国道支出金	地 方 債	そ の 他				
								18 負担金補助及び交付金	188,018	派遣職員人件費等負担金 187,338 北海道保険者協議会負担金 320 コールセンター利用負担金 210 研修受講負担金 150
2 会計管理費	99,287	75,503	23,784				99,287	11 役務費	99,287	手数料 99,287
3 電算処理システム費	1,733,839	1,312,207	421,632	305,297			1,428,542	10 需用費	524	消耗品費 524
								11 役務費	15,660	通信運搬費 15,660
								12 委託料	550,414	システム運用関連業務委託料 419,651
										機器更改支援業務委託料 8,844
										標準システムクラウド化 対応事業委託料 121,919
13 使用料及び賃借料	1,113,025	システム機器等賃借料 931,638 データ使用料 220 システム機器等賃借料 （標準システムクラウド化 対応事業） 181,167								

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
				国道支出金	地 方 債	そ の 他				
								18 負担金補助及び交付金	54,216	中間サーバ運用保守等負担金 39,579 集約機関事業運営負担金 14,637
計	2,891,322	2,301,901	589,421	353,124	0	178	2,538,020			

(項) 2 保険給付費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額	
				国道支出金	地 方 債	そ の 他					
1 療養給付費等	985,439,688	946,151,281	39,288,407	420,679,951		564,759,737		18 負担金補助及び交付金	985,439,688	療養給付費 療養費 高額療養費 訪問看護療養費 移送費 高額介護合算療養費 外来年間合算療養費	914,464,128 7,025,191 55,238,881 7,513,660 393 1,020,202 177,233
2 審査支払手数料	1,997,078	1,948,197	48,881			1,997,078		11 役務費	1,997,078	審査支払手数料	1,997,078

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
				国道支出金	地 方 債	そ の 他				
3 特別高額医療費共同事業拠出金	879,587	817,736	61,851	56,394		823,193		18 負担金補助及び交付金	879,587	特別高額医療費共同事業拠出金 879,587
4 特別高額医療費共同事業事務費拠出金	500	500	0				500	18 負担金補助及び交付金	500	特別高額医療費共同事業事務費拠出金 500
5 葬祭費	1,697,880	1,662,360	35,520			1,697,880		18 負担金補助及び交付金	1,697,880	葬祭費 1,697,880
6 保健事業費	3,828,676	3,359,394	469,282	2,036,432		1,663,159	129,085	12 委託料	3,828,650	健康診査業務委託料 1,402,856 歯科健康診査業務委託料 183,544 一体的実施推進業務委託料 2,242,250
								18 負担金補助及び交付金	26	健診費用助成金 26
7 運営安定化基金費	52,175	12,694,529	12,642,354	8,407		43,768		24 積立金	52,175	運営安定化基金積立金 52,175

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国道支出金	地 方 債	そ の 他				
8 道財政安定化基金 拠出金	396,480	396,481	1			396,480		18 負担金補助及び交付金	396,480	道財政安定化基金拠出金 396,480
9 傷病手当金	81	804	723	81				18 負担金補助及び交付金	81	傷病手当金 81
計	994,292,145	967,031,282	27,260,863	422,781,265	0	571,381,295	129,585			

(項) 3 支払基金拠出金

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国道支出金	地 方 債	そ の 他				
1 出産育児支援金	620,387	595,186	25,201			620,387		18 負担金補助及び交付金	620,387	出産育児支援金 620,387
計	620,387	595,186	25,201	0	0	620,387	0			

(款) 2 公債費
(項) 1 公債費

(単位: 千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額	
				国道支出金	地 方 債	そ の 他					
1 利子	9,570	4,619	4,951				9,570	22 償還金、 利子及び 割引料	9,570	一時借入金利子	9,570
計	9,570	4,619	4,951	0	0	0	9,570				

(款) 3 諸支出金
(項) 1 市町村支出金

(単位: 千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
				国道支出金	地 方 債	そ の 他				
1 市町村支 出金	420,371	317,969	102,402	307,071		2,595	110,705	18 負担金補 助及び交 付金	420,371	市町村長寿・健康増進 事業等補助金 420,371
計	420,371	317,969	102,402	307,071	0	2,595	110,705			

(項) 2 償還金及び還付加算金等

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額	
				国道支出金	地 方 債	そ の 他					
1 償還金	1	1	0			1		22 償還金、 利子及び 割引料	1	国庫支出金等返還金	1
2 保険料還 付金	73,000	93,000	20,000			72,999	1	22 償還金、 利子及び 割引料	73,000	保険料還付金	73,000
3 還付加算 金	700	700	0			701	1	22 償還金、 利子及び 割引料	700	還付加算金	700
5 療養費等 還付金	10	10	0			10		22 償還金、 利子及び 割引料	10	療養費等還付金	10
計	73,711	93,711	20,000	0	0	73,711	0				

(款) 4 予備費

(項) 1 予備費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国道支出金	地 方 債	そ の 他				
1 予備費	2,000	2,000	0				2,000	予備費	2,000	予備費 2,000
計	2,000	2,000	0	0	0	0	2,000			

4 給 与 費 明 細 書

1. 一般職

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
本 年 度	31	20,803	0	9,766	30,569	5,792	36,361	
前 年 度	32	21,044	0	9,473	30,517	5,796	36,313	
比 較	△ 1	△ 241	0	293	52	△ 4	48	

職員手当の内訳	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	通勤手当 (千円)	地域手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	合 計 (千円)
	本 年 度	4,315	3,638	1,813	0	0	0	9,766
	前 年 度	4,280	3,596	1,597	0	0	0	9,473
	比 較	35	42	216	0	0	0	293

5 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事 項	限 度 額	令 和 6 年 度 末 ま で の 支 出 見 込 額		令 和 7 年 度 以 降 の 支 出 見 込 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国道支出金	地 方 債	そ の 他	
2 次 点 検 業 務 委 託	29,804	-	-	令和7年度	29,804	0	0	0	29,804
2 次 点 検 業 務 委 託	28,008	-	-	令和8年度	28,008	0	0	0	28,008
給 付 等 関 連 業 務 委 託	321,910	-	-	令和7年度	321,910	0	0	0	321,910
給 付 等 関 連 業 務 委 託	359,247	-	-	令和8年度	359,247	0	0	0	359,247
債権管理システム保守業務委託料	2,139	-	-	令和7年度	2,139	0	0	0	2,139
債権管理システム保守業務委託料	2,139	-	-	令和8年度	2,139	0	0	0	2,139
第三者行為求償業務委託料	5,110	-	-	令和7年度	5,110	0	0	0	5,110
第三者行為求償業務委託料	11,420	-	-	令和8年度	11,420	0	0	0	11,420

(単位：千円)

事 項	限 度 額	令 和 6 年 度 末 ま で の		令 和 7 年 度 以 降 の		左 の 財 源 内 訳			
		支 出 見 込 額		支 出 見 込 額		特 定 財 源			一般財源
		期 間	金 額	期 間	金 額	国道支出金	地 方 債	そ の 他	
標 準 シ ス テ ム 運 用 関 連 事 業	671,598			令和7年度	671,598	303,086	0	0	368,512
標 準 シ ス テ ム 機 器 更 改 対 応 事 業	8,844			令和7年度	8,844	0	0	0	8,844
資 格 確 認 書 等 作 成 管 理 業 務 委 託	46,801			令和7年度	46,801	0	0	0	46,801
資 格 確 認 書 等 制 度 周 知 チ ラ シ 印 刷 及 び 発 送 管 理 等 業 務 委 託	25,097			令和7年度	25,097	10,834	0	0	14,263
マイナンバーカードと保険証一体化に 関するコールセンター設置業務委託	4,577			令和7年度	4,577	0	0	0	4,577

(説明資料)

令和 7 年度

北海道後期高齢者医療広域連合
予 算 の 概 要

令和7年度当初予算案の概要

1 総括

一般会計の歳入歳出総額は、30億6,837万8千円（前年度当初比（以下「前年度比」という。）484,489千円増 18.75%増）となっている。歳入の内訳は、市町村事務費負担金が99.36%を占めており、人件費、委託料及び郵便料金改定による通信運搬費が増加となったことなどにより、前年度比増となった。

後期高齢者医療会計の歳入歳出総額は、9,983億950万6千円（前年度比27,962,838千円増 2.88%増）となっている。歳入の内訳は、国庫支出金・道支出金・支払基金交付金で全体の80.89%、市町村支出金は17.45%を占めている。歳出は、保険給付費が全体の99.60%を占めており、被保険者の増加などから9,942億9,214万5千円（前年度比2.82%増）と増加している。

(1) 当初予算の推移

（単位：千円）

	R3	R4	R5	R6	R7
一般会計	2,246,008	2,185,468	3,119,046	2,583,889	3,068,378
伸率(%)	12.95	▲ 2.70	42.72	▲ 17.16	18.75
後期高齢者医療会計	891,361,819	928,242,026	952,709,002	970,346,668	998,309,506
伸率(%)	2.07	4.14	2.64	1.85	2.88
計	893,607,827	930,427,494	955,828,048	972,930,557	1,001,377,884

(2) 主な施策

●医療費の適正化の推進	・医療費通知事業 ・債権管理等推進事業 ・後発医薬品（ジェネリック医薬品）利用差額通知事業
●高齢者保健事業の充実	・保健・介護一体的実施推進事業 ・後期高齢者健康診査事業 ・後期高齢者歯科健康診査事業 ・市町村長寿・健康増進事業等補助事業
●市町村との連携強化による被保険者等の利便性の向上	・派遣職員人件費等負担金 ・標準システム運用関連事業
●住民への制度の周知	・広域連合広報事業

2 一般会計

ポイント

- ① 給与改定のため派遣職員人件費等負担金の増額を見込む。
- ② 次回標準システム機器更改に向けた財政調整基金積立（160,000 千円）を再開
- ③ 医療会計における電算システム費及び人件費、委託料、郵便料金等の増による後期高齢者医療会計事務費分の繰出金の増額を見込む。

【歳入の主な増減理由】

1 款 分担金及び負担金

1 項 市町村負担金

《予算額：3,048,679 千円 前年度比：682,026 千円増（28.82%増）》

医療会計における事務費の増及び財政調整基金積立の再開等による市町村からの事務費負担金の増

4 款 繰入金

1 項 基金繰入金

《予算額：8,844 千円 前年度比：201,425 千円減（95.79%減）》

標準システムネットワーク機器更改に係る経費の減

【歳出の主な増減理由】

2 款 総務費

1 項 総務管理費

ア 派遣職員人件費等負担金

《予算額：140,422 千円 前年度比：12,010 千円増（9.35%増）》

給与改定のための増

イ 財政調整基金積立金

《予算額：161,007 千円 前年度比：160,982 千円増（6440.28%増）》

次回標準システム機器更改に向けた財政調整基金への積立再開による増

4 款 諸支出金

1 項 他会計繰出金

《予算額：2,679,175 千円 前年度比：308,071 千円増（12.99%増）》

医療会計における電算システム費及び人件費、委託料、郵便料金等の増

3 後期高齢者医療会計

ポイント

- ① 令和7年度平均被保険者数(推計)は、令和6年度見込比2.9%増の937,275人、療養給付費等は9,854億3,968万8千円(前年度比392億8,840万7千円増、4.15%増)を見込んでいる。
- ② 歳入は、療養給付費等の増加に伴い、国庫支出金127億9,688万円増(3.95%増)、市町村支出金62億2,325万8千円増(3.70%増)、道支出金27億6,356万8千円増(3.29%増)を見込んでいる。
- ③ 医療費の適正化及び高齢者保健事業等の推進に引き続き取り組む。

【歳入の主な増減理由】

1 款 市町村支出金

1 項 市町村負担金

ア 保険料等負担金

《予算額：94,806,132千円 前年度比：3,200,260千円増(3.49%増)》
被保険者数の増加等による増

1～4 款 保険給付費関連

《予算額：883,141,145千円 前年度比：34,338,095千円増(4.05%増)》
療養給付費等の増加による増
(内訳)

1 款 市町村支出金

1 項 市町村負担金

イ 療養給付費負担金

《予算額：79,408,029千円 前年度比：3,022,998千円増(3.96%増)》

2 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金

ア 療養給付費負担金

《予算額：238,224,085千円 前年度比：9,068,992千円増(3.96%増)》

イ 高額医療費負担金

《予算額：6,318,044千円 前年度比：259,430千円減(3.94%減)》

2 項 国庫補助金

ア 調整交付金(療養給付費等関係分)

《予算額：89,328,608千円 前年度比：5,681,633千円増(6.79%増)》

3 款 道支出金

1 項 道負担金

ア 療養給付費負担金

《予算額：79,408,029千円 前年度比：3,022,998千円増(3.96%増)》

イ 高額医療費負担金

《予算額：6,318,044千円 前年度比：259,430千円減(3.94%減)》

4 款 支払基金交付金

《予算額：384,136,306千円 前年度比：16,172,579千円増(4.40%増)》

7 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

《予算額：2,679,175 千円 前年度比：308,071 千円増（12.99%増）》

医療会計における電算システム費及び人件費、委託料、郵便料金等の増

2 項 基金繰入金

ア 運営安定化基金

《予算額：12,860,555 千円 前年度比：2,939,445 千円減（18.60%減）》

財政の年度間調整分の減

9 款 諸収入

1 項 預金利子

《予算額：110,705 千円 前年度比：108,169 千円増（4265.34%増）》

金利上昇による増

【歳出の主な増減理由】

1 款 後期高齢者医療費

1 項 総務管理費

ア 一般管理費

《予算額：1,058,196 千円 前年度比：144,005 千円増（15.75%増）》

人件費、委託料、郵便料金等の増

イ 電算処理システム費

《予算額：1,733,839 千円 前年度比：421,632 千円増（32.13%増）》

クラウド運用経費等の増

2 項 保険給付費

ア 療養給付費等

《予算額：985,439,688 千円 前年度比：39,288,407 千円増（4.15%増）》

被保険者数等の増

イ 保健事業費

《予算額：3,828,676 千円 前年度比：469,282 千円増（13.97%増）》

被保険者数等の増による健診委託料の増

ウ 運営安定化基金

《予算額：53,487 千円 前年度比：12,641,042 千円減（99.58%）》

財源の年度間調整分の減額

【主な事業】

● 医療費の適正化の推進

(1) 医療費通知事業

《予算額：177,142 千円 前年度比：40,297 千円増（29.45%増）》

医療費の額等を通知することにより、被保険者に自らの健康への関心や後期高齢者医療制度について深く理解をしてもらうことにより、医療費適正化及び医療保険の健全な運営を図ることを目的とする。

(2) 債権管理等推進事業

《予算額：10,040 千円 前年度比：1,658 千円増（19.78%増）》

第三者行為による加害者求償権及び不正・不当利得により発生した債権について、業務委託や債権管理システムを運用することで適正に管理・徴収し、医療費の適正化を推進する。

(3) 後発医薬品（ジェネリック医薬品）利用差額通知事業

《予算額：7,503 千円 前年度比：1,481 千円増（24.59%増）》

被保険者に後発医薬品へ切り替えた場合の自己負担額の差額を通知し、後発医薬品がより安価であることの周知を行い、被保険者及び保険者の医療費負担分の軽減を図る。

● 高齢者保健事業の充実

(1) 保健・介護一体的実施推進事業

《予算額：2,242,250 千円 前年度比：32,790 千円増（1.48%増）》

市町村への委託により、地域の健康課題を把握し、事業の企画・調整等を行った上で、後期高齢者に対する疾病予防・重症化予防等の個別的支援と高齢者の通いの場等を中心とした介護予防・フレイル対策等の事業を一体的に実施する。

(2) 後期高齢者健康診査事業

《予算額：1,402,882 千円 前年度比：372,021 千円増（36.09%増）》

被保険者の健康状態やフレイル状態を把握し、健診結果に合わせた保健事業につなげるとともに、健診受診を通して被保険者自らが健康保持・増進に取り組むことを目的として事業を実施する。

(3) 後期高齢者歯科健康診査事業

《予算額：183,544 千円 前年度比：64,471 千円増（54.14%増）》

被保険者の歯や口腔の状態を把握し、口腔機能の低下防止、肺炎等の疾病の予防及び歯周疾患を適切な医療につなげるとともに、歯科健診受診を通して被保険者自らが健康保持・増進に取り組むことを目的として事業を実施する。

(4) 市町村長寿・健康増進事業等補助事業

《予算額：420,371 千円 前年度当初比：102,402 千円増（32.21%増）》

◆ 長寿・健康増進事業費補助金

国の特別調整交付金等を財源として、市町村が行う健康教育・健康相談、健康診査の追加項目実施や個別検診（骨粗しょう症検査等）費用の助成等に係る経費を補助する。

◆ 高齢者保健事業特別対策費補助金

市町村における健康診査及び歯科健康診査の受診率向上に資するための取組に対して、北海道後期高齢者医療広域連合が独自に補助金を交付する。

○令和7年度各会計歳入歳出総額等

1 一般会計

歳入歳出総額 30億6,837万8千円 (前年度比 4億8,448万9千円、18.75%)

(歳入)

(単位：千円)

科目名	本年度予算額	前年度予算額	比較	備考
①分担金及び負担金	3,048,679	2,366,653	682,026	市町村事務費負担金 ・医療会計事務費分の増 ・財政調整基金積立再開による増
②国庫支出金	5,893	5,737	156	運営協議会運営経費分 制度改正周知広報経費分
③財産収入	1,007	25	982	財政調整基金利子収入
④繰入金	8,844	210,269	▲ 201,425	財政調整基金繰入金 機器更改経費分
⑤繰越金	1	1	0	前年度繰越金
⑥諸収入	3,954	1,204	2,750	
預金利子	3,246	76	3,170	歳計現金預金利子
雑入	708	1,128	▲ 420	公宅使用料等
計	3,068,378	2,583,889	484,489	

(歳出)

(単位：千円)

科目名	本年度予算額	前年度予算額	比較	備考
①議会費	2,974	2,825	149	議員費用弁償等
②総務費	385,221	208,955	176,266	
総務管理費	384,756	208,563	176,193	
一般管理費	381,741	205,560	176,181	派遣職員人件費等負担金 140,422 広域連合広報事業業務委託料 35,657 財政調整基金積立金 161,007 その他事務費 44,655
事務所管理費	2,848	2,883	▲ 35	光熱水費等
会計管理費	167	120	47	金融機関支出データ提供費用等
選挙費	235	138	97	選挙管理委員報酬等
監査委員費	230	254	▲ 24	監査委員報酬等
③公債費	7	4	3	一時借入金利子
④諸支出金	2,679,176	2,371,105	308,071	
後期高齢者医療会計繰出金	2,679,175	2,371,104	308,071	事務費繰出金
償還金及び還付加算金等	1	1	0	国庫支出金等返還金
⑤予備費	1,000	1,000	0	
計	3,068,378	2,583,889	484,489	

2 後期高齢者医療会計

歳入歳出総額 9,983億950万6千円 (前年度比 +279億6,284万円、+2.88%)

(歳入)

(単位：千円)

科目名	本年度予算額	前年度予算額	比較	備考
①市町村支出金	174,214,161	167,990,903	6,223,258	
保険料等負担金	94,806,132	91,605,872	3,200,260	保険料負担金 72,785,129 ・被保険者数の増
療養給付費負担金	79,408,029	76,385,031	3,022,998	保険基盤安定負担金 22,021,003 ・療養給付費等の増
②国庫支出金	336,632,247	323,835,367	12,796,880	
療養給付費負担金	238,224,085	229,155,093	9,068,992	・療養給付費等の増
高額医療費負担金	6,318,044	6,577,474	▲ 259,430	・高額療養費等の割合の減
調整交付金	91,698,032	87,778,401	3,919,631	療養給付費等分 89,328,608 ・療養給付費等の増
後期高齢者医療制度事業費補助金	392,085	324,398	67,687	一体的実施事業分 1,494,833 長寿・健康増進事業等分 501,705 インセンティブ分 372,886
災害臨時特例補助金	1	1	0	健康診査事業費補助金 335,691 特別高額医療費共同事業費補助金 56,394
③道支出金	86,809,213	84,045,645	2,763,568	
療養給付費負担金	79,408,029	76,385,031	3,022,998	・療養給付費等の増
高額医療費負担金	6,318,044	6,577,474	▲ 259,430	・高額療養費等の割合の減
財政安定化基金交付金	1,083,140	1,083,140	0	
④支払基金交付金	384,136,306	367,963,727	16,172,579	・療養給付費等の増
⑤特別高額医療費共同事業交付金	823,193	759,993	63,200	
⑥財産収入	43,768	853	42,915	運営安定化基金利子収入
⑦繰入金	15,539,730	18,171,104	▲ 2,631,374	
一般会計繰入金	2,679,175	2,371,104	308,071	・事務費の増
運営安定化基金繰入金	12,860,555	15,800,000	▲ 2,939,445	・財政の年度間調整分の減
⑧繰越金	1	7,576,355	▲ 7,576,354	前年度繰越金
⑨諸収入	110,887	2,721	108,166	
預金利子	110,705	2,536	108,169	歳計現金預金利子
雑入	181	184	▲ 3	
延滞金、加算金及び過料	1	1	0	
計	998,309,506	970,346,668	27,962,838	

(歳 出)

(単位：千円)

科 目 名	本年度予算額	前年度予算額	比 較	備 考
①後期高齢者医療費	997,803,854	969,928,369	27,875,485	
総務管理費	2,891,322	2,301,901	589,421	
一般管理費	1,058,196	914,191	144,005	派遣職員人件費等負担金 187,338 レセプト2次点検業務委託料 25,461 資格確認書等制度周知チラシ印刷及び 発送管理等業務委託料 等 77,837 給付等関連業務委託料 315,686 給付関連通知書等発送経費 151,373 データヘルス推進事業 1,184 医療費通知事業 177,142 後発医薬品利用差額通知事業 7,503 保健事業推進強化対策事業 1,980 特定健診等データ管理手数料 59,641 債権管理等推進事業 10,040 その他一般事務費 43,011
会計管理費	99,287	75,503	23,784	・振込手数料単価の増
電算処理システム費	1,733,839	1,312,207	421,632	システム運用関連委託料 722,737 機器更改支援業務委託料 8,844 システム機器等賃借料 931,638 中間サーバ運用保守等負担金 39,579 その他経費 31,041
保険給付費	994,292,145	967,031,282	27,260,863	
療養給付費等	985,439,688	946,151,281	39,288,407	・被保険者数等の増
審査支払手数料	1,997,078	1,948,197	48,881	・被保険者数等の増
特別高額医療費共同事業 拠出金	880,087	818,236	61,851	事業拠出金 879,587 事務費拠出金 500
葬祭費	1,697,880	1,662,360	35,520	
保健事業費	3,828,676	3,359,394	469,282	・被保険者数等の増による健診委託料の増
運営安定化基金費	52,175	12,694,529	▲ 12,642,354	・年度間調整分の減
道財政安定化基金拠出金	396,480	396,481	▲ 1	
傷病手当金	81	804	▲ 723	新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金
支払基金拠出金	620,387	595,186	25,201	
出産育児支援金	620,387	595,186	25,201	
②公債費	9,570	4,619	4,951	一時借入金利子
③諸支出金	494,082	411,680	82,402	
市町村支出金	420,371	317,969	102,402	市町村長寿・健康増進事業等補助金 (市町村が実施する被保険者の健康増進 事業への助成)
償還金及び還付加算金等	73,711	93,711	▲ 20,000	保険料還付金等
④予備費	2,000	2,000	0	
計	998,309,506	970,346,668	27,962,838	

令和 7 年度

北海道後期高齢者医療広域連合事務費負担金一覧表

(一般会計歳入歳出予算)

令和7年度 北海道後期高齢者医療広域連合事務費負担金

(単位:円)

No.	市町村名	金 額
1	札幌市	979,706,000
2	函館市	137,264,000
3	小樽市	67,993,000
4	旭川市	179,955,000
5	室蘭市	47,491,000
6	釧路市	87,978,000
7	帯広市	85,990,000
8	北見市	64,431,000
9	夕張市	6,518,000
10	岩見沢市	45,828,000
11	網走市	19,475,000
12	留萌市	12,856,000
13	苫小牧市	86,508,000
14	稚内市	18,711,000
15	美唄市	13,985,000
16	芦別市	9,711,000
17	江別市	64,781,000
18	赤平市	7,670,000
19	紋別市	13,448,000
20	士別市	12,613,000
21	名寄市	16,130,000
22	三笠市	6,810,000
23	根室市	14,607,000
24	千歳市	47,671,000
25	滝川市	23,193,000
26	砂川市	11,364,000
27	歌志内市	3,617,000
28	深川市	13,891,000
29	富良野市	13,049,000
30	登別市	27,971,000
31	恵庭市	37,339,000
32	伊達市	21,094,000
33	北広島市	33,139,000
34	石狩市	33,363,000
35	北斗市	24,546,000
36	当別町	10,353,000
37	新篠津村	3,515,000
38	松前町	5,941,000
39	福島町	4,040,000
40	知内町	4,089,000
41	木古内町	4,245,000
42	七飯町	16,961,000
43	鹿部町	3,846,000
44	森町	9,769,000
45	八雲町	10,058,000

No.	市町村名	金 額
46	長万部町	4,773,000
47	江差町	5,802,000
48	上ノ国町	4,409,000
49	厚沢部町	3,902,000
50	乙部町	3,897,000
51	奥尻町	3,094,000
52	今金町	4,643,000
53	せたな町	6,403,000
54	島牧村	2,559,000
55	寿都町	3,368,000
56	黒松内町	3,276,000
57	蘭越町	4,379,000
58	ニセコ町	4,213,000
59	真狩村	2,836,000
60	留寿都村	2,648,000
61	喜茂別町	2,900,000
62	京極町	3,298,000
63	倶知安町	8,956,000
64	共和町	4,723,000
65	岩内町	8,098,000
66	泊村	2,611,000
67	神恵内村	2,172,000
68	積丹町	2,893,000
69	古平町	3,458,000
70	仁木町	3,608,000
71	余市町	12,114,000
72	赤井川村	2,363,000
73	南幌町	5,974,000
74	奈井江町	4,759,000
75	上砂川町	3,482,000
76	由仁町	4,711,000
77	長沼町	7,770,000
78	栗山町	8,619,000
79	月形町	3,570,000
80	浦臼町	2,767,000
81	新十津川町	5,611,000
82	妹背牛町	3,550,000
83	秩父別町	3,168,000
84	雨竜町	3,067,000
85	北竜町	2,857,000
86	沼田町	3,634,000
87	鷹栖町	5,472,000
88	当麻町	5,658,000
89	比布町	3,961,000
90	愛別町	3,403,000

No.	市町村名	金 額
91	上川町	3,837,000
92	上富良野町	7,342,000
93	中富良野町	4,457,000
94	南富良野町	3,009,000
95	占冠村	2,399,000
96	和寒町	3,704,000
97	剣淵町	3,466,000
98	下川町	3,525,000
99	美深町	4,120,000
100	音威子府村	2,011,000
101	中川町	2,547,000
102	幌加内町	2,538,000
103	増毛町	4,189,000
104	小平町	3,437,000
105	苫前町	3,444,000
106	羽幌町	5,708,000
107	初山別村	2,351,000
108	遠別町	3,173,000
109	天塩町	3,277,000
110	猿払村	2,942,000
111	浜頓別町	3,608,000
112	中頓別町	2,655,000
113	枝幸町	5,827,000
114	豊富町	3,711,000
115	礼文町	2,953,000
116	利尻町	2,876,000
117	利尻富士町	3,030,000
118	幌延町	2,803,000
119	美幌町	12,057,000
120	津別町	4,449,000
121	斜里町	7,626,000
122	清里町	4,013,000
123	小清水町	4,380,000
124	訓子府町	4,507,000
125	置戸町	3,459,000
126	佐呂間町	4,548,000
127	遠軽町	12,686,000
128	湧別町	6,575,000
129	滝上町	3,214,000
130	興部町	3,693,000
131	西興部村	2,289,000
132	雄武町	4,037,000
133	大空町	5,531,000
134	豊浦町	3,790,000
135	壮瞥町	3,166,000

No.	市町村名	金 額
136	白老町	11,988,000
137	厚真町	4,301,000
138	洞爺湖町	6,861,000
139	安平町	6,176,000
140	むかわ町	6,264,000
141	日高町	8,029,000
142	平取町	4,362,000
143	新冠町	4,445,000
144	浦河町	7,945,000
145	様似町	4,064,000
146	えりも町	3,946,000
147	新ひだか町	13,188,000
148	音更町	24,367,000
149	士幌町	4,903,000
150	上士幌町	4,439,000
151	鹿追町	4,423,000
152	新得町	5,083,000
153	清水町	7,035,000
154	芽室町	11,209,000
155	中札内村	3,801,000
156	更別村	3,403,000
157	大樹町	4,781,000
158	広尾町	5,366,000
159	幕別町	15,955,000
160	池田町	5,740,000
161	豊頃町	3,545,000
162	本別町	5,633,000
163	足寄町	5,563,000
164	陸別町	3,068,000
165	浦幌町	4,306,000
166	釧路町	11,015,000
167	厚岸町	6,538,000
168	浜中町	4,447,000
169	標茶町	5,620,000
170	弟子屈町	5,685,000
171	鶴居村	3,036,000
172	白糠町	6,102,000
173	別海町	8,822,000
174	中標津町	12,584,000
175	標津町	4,311,000
176	羅臼町	3,966,000
177	大雪地区広域連合	20,463,000
	計	3,048,679,000

■算出方法

均等割[10%]・高齢者人口割(75歳以上)[40%]・人口割[50%]の合計により算出

■高齢者人口割及び人口割における基準日等

前々年度末日(R6.3.31)の住民基本台帳による。

北海道後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護条例の一部を改正する条例案

目 的

「刑法等の一部を改正する法律」(令和 4 年法律第 6 7 号) 及び「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」(令和 4 年法律第 6 8 号) の制定に伴い、懲役を廃止し、これに代えて拘禁刑へ改正する必要があるため。

また、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(令和 6 年法律第 4 6 号) の制定に伴い、引用条文の条ずれの改正を行う。

概 要

1 「懲役」を「拘禁刑」へ改正

「懲役」の文言を「拘禁刑」へ改正する。(第 5 3 条から第 5 5 条までの改正)

2 条ずれの改正

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定に伴う引用条文の条ずれを改正する。(第 2 条及び第 1 3 条の改正)

3 施行期日

刑法等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 6 7 号) の施行の日(令和 7 年 6 月 1 日) から施行する。ただし、第 2 条及び第 1 3 条の改正規定については、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年

第 1 回定例会

議案第 7 号

北海道後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 7 日提出

北海道後期高齢者医療広域連合議会議員

北海道後期高齢者医療広域連合議会議員

北海道後期高齢者医療広域連合議会議員

北海道後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護条例の一部を改正する条例案

北海道後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護条例（令和 5 年北海道後期高齢者医療広域連合条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項の規定中「第 8 項」を「第 9 項」に改める。

第 13 条第 5 項の表第 39 条第 1 項第 1 号の項中「第 9 項」を「第 10 項」に改める。

第 53 条から第 55 条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）の施行の日（令和 7 年 6 月 1 日）から施行する。ただし、第 2 条第 4 項及び第 13 条第 5 項の表第 39 条第 1 項第 1 号の項の改正規定については、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

第 2 条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

（提案理由）

「刑法等の一部を改正する法律」（令和４年法律第６７号）及び「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」（令和４年法律第６８号）の制定に伴い、懲役を廃止し、これに代えて拘禁刑へ改正する必要があるため。

また、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（令和６年法律第４６号）の制定に伴い、引用条文の条ずれの改正を行う必要があるため。

北海道後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護条例 新旧対照表

改 正 案

第 1 章 総則

第 2 条 1 ～ 3 （略）

4 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号。以下「番号利用法」という。）第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報をいう。

第 2 章 個人情報等の取扱い

第 1 3 条

1 ～ 4 （略）

5 保有特定個人情報に関しては、第 2 項第 2 号から第 4 号まで及び第 3 0 条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第 1 3 条第 1 項	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的	利用目的以外の目的
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第 1 3 条第 2 項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第 1 3 条第 2 項第 1 号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき

現 行

第 1 章 総則

第 2 条 1 ～ 3 （略）

4 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号。以下「番号利用法」という。）第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。

第 2 章 個人情報等の取扱い

第 1 3 条

1 ～ 4 （略）

5 保有特定個人情報に関しては、第 2 項第 2 号から第 4 号まで及び第 3 0 条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第 1 3 条第 1 項	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的	利用目的以外の目的
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第 1 3 条第 2 項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第 1 3 条第 2 項第 1 号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき

第 3 9 条 第 1 項 第 1 号	又は第 1 3 条 第 1 項 及び 第 2 項 の 規 定 に 違 反 し て 利 用 さ れ て い る と き	第 1 3 条 第 5 項 の 規 定 に よ り 読 み 替 え て 適 用 す る 同 条 第 1 項 及 び 第 2 項 (第 1 号 に 係 る 部 分 に 限 る 。) の 規 定 に 違 反 し て 利 用 さ れ て い る と き 、 番 号 利 用 法 第 2 0 条 の 規 定 に 違 反 し て 収 集 さ れ 、 若 し く は 保 管 さ れ て い る と き 、 又 は 番 号 利 用 法 第 2 9 条 の 規 定 に 違 反 し て 作 成 さ れ た 特 定 個 人 情 報 フ ァ イ ル (番 号 利 用 法 第 2 条 <u>第 1 0 項</u> に 規 定 す る 特 定 個 人 情 報 フ ァ イ ル を い う 。) に 記 録 さ れ て い る と き
第 3 9 条 第 1 項 第 2 号	第 1 3 条 第 1 項 及 び 第 2 項	番 号 利 用 法 第 1 9 条
第 6 章 罰 則		
第 5 3 条 職 員 若 し く は 職 員 で あ っ た 者 、 第 1 0 条 第 2 項 若 し く は 第 1 6 条 第 5 項 の 委 託 を 受 け た 業 務 に 従 事 し て い る 者 若 し く は 従 事 し て い た 者 又 は 議 会 に お い て 個 人 情 報 、 仮 名 加 工 情 報 若 し く は 匿 名 加 工 情 報 の 取 扱 い に 従 事 し て い る 派 遣 労 働 者 若 し く は 従 事 し て い た 派 遣 労 働 者 が 、 正 当 な 理 由 が な い の に 、 個 人 の 秘 密 に 属 す る 事 項 が 記 録 さ れ た 第 2 条 第 3 項 第 1 号 に 係 る 個 人 情 報 フ ァ イ ル (そ の 全 部 又 は 一 部 を 複 製 し 、 又 は 加 工 し た も の を 含 む 。) を 提 供 し た と き は 、 2 年 以 下 の <u>拘 禁 刑</u> 又 は 1 0 0 万 円 以 下 の 罰 金 に 処 す る 。		

第 3 9 条 第 1 項 第 1 号	又は第 1 3 条 第 1 項 及び 第 2 項 の 規 定 に 違 反 し て 利 用 さ れ て い る と き	第 1 3 条 第 5 項 の 規 定 に よ り 読 み 替 え て 適 用 す る 同 条 第 1 項 及 び 第 2 項 (第 1 号 に 係 る 部 分 に 限 る 。) の 規 定 に 違 反 し て 利 用 さ れ て い る と き 、 番 号 利 用 法 第 2 0 条 の 規 定 に 違 反 し て 収 集 さ れ 、 若 し く は 保 管 さ れ て い る と き 、 又 は 番 号 利 用 法 第 2 9 条 の 規 定 に 違 反 し て 作 成 さ れ た 特 定 個 人 情 報 フ ァ イ ル (番 号 利 用 法 第 2 条 <u>第 9 項</u> に 規 定 す る 特 定 個 人 情 報 フ ァ イ ル を い う 。) に 記 録 さ れ て い る と き
第 3 9 条 第 1 項 第 2 号	第 1 3 条 第 1 項 及 び 第 2 項	番 号 利 用 法 第 1 9 条
第 6 章 罰 則		
第 5 3 条 職 員 若 し く は 職 員 で あ っ た 者 、 第 1 0 条 第 2 項 若 し く は 第 1 6 条 第 5 項 の 委 託 を 受 け た 業 務 に 従 事 し て い る 者 若 し く は 従 事 し て い た 者 又 は 議 会 に お い て 個 人 情 報 、 仮 名 加 工 情 報 若 し く は 匿 名 加 工 情 報 の 取 扱 い に 従 事 し て い る 派 遣 労 働 者 若 し く は 従 事 し て い た 派 遣 労 働 者 が 、 正 当 な 理 由 が な い の に 、 個 人 の 秘 密 に 属 す る 事 項 が 記 録 さ れ た 第 2 条 第 3 項 第 1 号 に 係 る 個 人 情 報 フ ァ イ ル (そ の 全 部 又 は 一 部 を 複 製 し 、 又 は 加 工 し た も の を 含 む 。) を 提 供 し た と き は 、 2 年 以 下 の <u>懲 役</u> 又 は 1 0 0 万 円 以 下 の 罰 金 に 処 す る 。		

第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日（令和7年6月1日）から施行する。ただし、第2条第4項及び第13条第5項の表第39条第1項第1号の項の改正規定については、令和7年4月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。